
プロジェクト IFRS 適用課題対応

項目

【審議事項】IFRS 第 9 号「金融商品」 公正価値の変動をその他の包括利益に表示する選択に適格な金融資産

I. 本資料の目的

1. 本資料は、2017 年 5 月の IFRS 解釈指針委員会（以下「IFRS-IC」という。）会議において議論された、公正価値の変動をその他の包括利益に表示する選択に適格な金融資産に関する IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）の取扱いについて、アジェンダ決定案の内容をご説明し、当委員会の対応（案）についてご意見をいただくことを目的として作成している。

II. 背景及び経緯

2. IFRS-IC は、IFRS 第 9 号の適用にあたり、金融商品の発行者が IAS 第 32 号「金融商品：表示」（以下「IAS 第 32 号」という。）第 16A 項及び第 16B 項（プッタブル金融商品）又は第 16C 項及び第 16D 項（清算時にのみ企業の純資産の比例的な取り分を他の当事者に引き渡す義務を企業に課す金融商品又は金融商品の構成部分）に基づいて金融商品を資本性金融商品に分類した場合、当該金融商品が公正価値の変動をその他の包括利益に表示する選択に適格な金融商品（IFRS 第 9 号第 4.1.4 項の資本性金融商品）かどうかを照会する要望書を受けた。

（規定）

3. IFRS 第 9 号第 4.1.4 項において、企業は「資本性金融商品」に対する特定の投資について、公正価値の変動をその他の包括利益に表示する選択ができるとされており、当該「資本性金融商品」は、IAS 第 32 号第 11 項で「企業のすべての負債を控除した後の資産に対する残余持分を証する契約である。」と定義されている。したがって、金融負債の定義を満たす金融商品は資本性金融商品の定義を満たすことはないこととなる。
4. IAS 第 32 号第 11 項では、金融負債の定義を満たす金融商品が、第 16A 項及び第 16B 項又は第 16C 項及び第 16D 項の特徴と条件のすべてを満たしている場合には、例外として資本性金融商品に分類されると規定している。

（見解）

5. 要望書の提出者は、次の 2 つの見解を示した。

- (1) 見解 1：公正価値の変動をその他の包括利益に表示する選択に適格な金融商品ではない。

IAS 第 32 号第 16A 項 - 第 16D 項でいうところの金融商品はあくまで金融負債であり、発行者はその例外として資本性金融商品に区分している。また、公正価値の変動をその他の包括利益に表示する選択は、IAS 第 32 号において資本性金融商品として定義されたもののみを対象として適用できるため、金融負債の定義を満たす同第 16A 項 - 第 16D 項に該当する金融商品は適格な金融商品ではないと考える。さらに、IFRS 第 9 号 BC5. 21 項において、「IASB は、特定の状況においてプッタブル金融商品（又は清算時にのみ企業の純資産の比例的な取り分を他の当事者に引き渡す義務を企業に課す金融商品）が資本に分類されることに留意した。しかし IASB は、そうした金融商品は資本性金融商品の定義に該当しないことに留意した。」という記載もある。

- (2) 見解 2：公正価値の変動をその他の包括利益に表示する選択に適格な金融商品かどうかは不明確である。

IFRS 第 9 号第 2.1 項(d)において、次の記載があり、金融商品が IAS 第 32 号第 16A 項及び第 16B 項又は第 16C 項及び第 16D 項の特徴と条件のすべてを満たしている場合には、保有者にとって資本性金融商品に該当すると提示しているようにも見える。

IFRS 第 9 号第 2.1 項（強調は事務局追加）

「本基準は、すべての企業が、以下を除くすべての形態の金融商品に適用しなければならない。

（中略）

(d)企業が発行した金融商品のうち、IAS 第 32 号の資本性金融商品の定義に該当するもの（オプション及びワラントを含む）又は IAS 第 32 号の第 16A 項及び第 16B 項若しくは第 16C 項及び第 16D 項に従って資本性金融商品に分類することが要求されているもの。ただし、そのような資本性金融商品の保有者は、上記(a)の例外に該当しない限り、当該金融商品に本基準を適用しなければならない。」

また、同第 16A 項 - 第 16D 項に該当する金融商品は、実質的に発行者の純資産の残余持分を表現している。さらに、見解 1 に基づくと、間接投資（投資ファンドを介しての投資）が IAS 第 32 号の資本性金融商品の定義を満たさない場合、直接投資と間接投資において、異なる結果が生じることとなる。

III. 2017年5月のIFRS-IC会議における議論

IASBスタッフの分析

6. IASBスタッフは、要望書の提出者の質問についての次の分析に基づき、本論点をアジェンダとして取り上げないことを提案している。

(アジェンダとして取り上げない理由)

7. IAS第32号第11項において、「資本性金融商品とは、企業のすべての負債を控除した後の資産に対する残余持分を証する契約である。」と定義されており、金融負債の定義を満たす金融商品は資本性金融商品の定義を満たすことはないこととしている。したがって、金融負債の定義を満たす同第16A項 - 第16D項でいうところの金融商品は、資本性金融商品の定義を満たさない。
8. IAS第32号第11項では、金融負債の定義を満たす金融商品であっても、第16A項及び第16B項又は第16C項及び第16D項の特徴と条件のすべてを満たしている場合には、資本性金融商品に分類すると規定しているのみである。
9. IFRS第9号第2.1項(d)における記載は適用範囲に関する記載であり、同第16A項 - 第16D項に該当する金融商品は、IFRS第9号を適用するということを規定しているのみである。
10. IFRS第9号BC5.21においても、IAS第32号第16A項 - 第16D項でいうところの金融商品は資本性金融商品の定義に該当しない旨の記載がある。
11. IFRS第9号BC5.22項及びBC5.23項において、IASBが公正価値の変動をその他の包括利益に表示する選択を認めた背景として、投資リターンを生み出す以外の目的で保有される持分投資から生じる公正価値の変動と、売買目的で保有される持分投資から生じる公正価値の変動とを区別することになったことが記載されている。その背景を勘案すると、直接投資と間接投資との間で異なる結果となることはあり得る。

IFRS-IC会議での議論の結果

12. IASBスタッフのアジェンダとして取り上げないとする提案について、IFRS-ICのメンバーの大半から同意する意見が聞かれた。
13. 議論の結果、スタッフ提案どおり、アジェンダとして取り上げないことが決定され、アジェンダ決定案が公表されている（公表されたアジェンダ決定案の仮訳を別紙1に記載している）。

今後の予定

14. IFRS-IC は、アジェンダ決定案について、2017年7月5日までコメントを募集しており、今後の会議において、当該アジェンダ決定案を最終化するかどうかについて再検討する予定である。

以 上

(別紙1)

2017年5月のIFRIC Updateに掲載された「アジェンダ決定案」の仮訳

IFRS第9号「金融商品」 — 公正価値の変動をその他の包括利益に表示する選択に適格な金融資産

委員会は、特定の金融商品が IFRS 第 9 号の 4.1.4 項の表示の選択に適格であるかどうかを明確化することを求める要望を受けた。この選択は、資本性金融商品に対する特定の投資の保有者が公正価値の事後の変動を純損益ではなくその他の包括利益に表示することを認めるものである。要望提出者は、発行者が IFRS 第 32 号「金融商品：表示」の第 16A 項から第 16D 項を適用して金融商品を資本に分類する場合に、当該金融商品がそうした表示に適格なのかどうかを質問した。

委員会は、IFRS 第 9 号の 4.1.4 項の表示の選択が、資本性金融商品に対する特定の投資に言及していることに着目した。「資本性金融商品」は定義された用語であり、IFRS 第 9 号の付録 A は、それが IAS 第 32 号の第 11 項で定義されていると明記している。IAS 第 32 号は資本性金融商品を「企業のすべての負債を控除した後の資産に対する残余持分を証する契約」と定義している。したがって、金融負債の定義を満たす金融商品は、資本性金融商品の定義を満たすことはできない。

委員会は、IAS 第 32 号の第 11 項が、例外として、金融負債の定義を満たす金融商品が IAS 第 32 号の第 16A 項及び第 16B 項又は第 16C 項及び第 16D 項のすべての特徴を有し、かつ、それらの条件を満たす場合には、当該金融商品は資本性金融商品に分類されると定めていることにも着目した。

したがって、委員会は、IAS 第 32 号の第 16A 項及び第 16B 項又は第 16C 項及び第 16D 項のすべての特徴を有し、かつ、それらの条件を満たす金融商品は、IFRS 第 9 号の 4.1.4 項の表示の選択に適格ではないと結論を下した。これは、そのような金融商品は IAS 第 32 号における資本性金融商品の定義を満たさないからである。この結論は、IFRS 第 9 号の BC5.21 項におけるこの点に関する審議会の説明で裏付けられている。

委員会は、IFRS 第 9 号の要求事項が、要望書に記述された特定の金融商品の保有者がそうした金融商品を分類するための適切な基礎を提供しているという結論を下した。IFRS 基準の既存の要求事項に照らして、委員会は、IFRIC 解釈指針も基準の修正も必要ないと [判断した]。したがって、委員会はこの事項を基準設定アジェンダに追加しないことを [決定した]。

(別紙 2)

関連する基準等

IFRS 第 9 号「金融商品」

4.1 金融資産の分類

4.1.4 金融資産は、4.1.2項に従って償却原価で測定される場合又は4.1.2A項に従ってその他の包括利益を通じて公正価値で測定される場合を除いて、純損益を通じて公正価値で測定しなければならない。ただし、企業は、当初認識時に、当該指定をしないとすれば純損益を通じて公正価値で測定することとなる資本性金融商品に対する特定の投資について、事後の公正価値の変動をその他の包括利益に表示するという取消不能の選択を行うことができる（5.7.5項から5.7.6項参照）。

付録 A 用語の定義

次の用語はIAS第32号「金融商品：表示」の第11項、IFRS第7号の付録A、IFRS第13号の付録A又はIFRS第15号の付録Aで定義されており、本基準では、IAS第32号、IFRS第7号、IFRS第13号又はIFRS第15号で特定された意味で用いられている。

- (a) 信用リスク (credit risk) ¹
- (b) 資本性金融商品 (equity instrument)
- (c) 公正価値 (fair value)
- (d) 金融資産 (financial asset)
- (e) 金融商品 (financial instrument)
- (f) 金融負債 (financial liability)
- (g) 取引価格 (transaction price)

結論の根拠

資本性金融商品に対する投資

BC5.21 IFRS 第9号は、売買目的保有でない資本性金融商品へのすべての投資の価値の変動を、その他の包括利益で表示するという取消不能の選択を行うことを企業に認めている。「資本性金融商品」という用語はIAS 第32号「金融商品：表示」で定義されている。IASB は、特定の状況においてプッタブル金融商品（又は清算時にのみ企業の純資産の比例的な取り分を他の当事者に引き渡す義務を企業に課す金融商品）が資本に分類されることに留意した。しかしIASB は、そうした金融商品は資本性金融商品の定義に該当しないことに留意した。

¹ この用語（IFRS第7号で定義）は、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された負債に係る信用リスクの変動の影響の表示に関する要求事項において使用されている（5.7.7項参照）。

BC5.22 IASB の考えでは、公正価値は、資本性金融商品に対する投資に関する最も有用な情報を財務諸表の利用者に提供する。しかし IASB は、一部の持分投資に関する公正価値測定による利得及び損失を純損益に表示することは、特に、企業がそうした資本性金融商品を主として投資の価値の増加のためではなく契約に基づかない便益のために保有している場合には、企業の業績を示さない可能性があるとの主張に留意した。例えば、企業が特定の国で自らの製品を販売する場合に、そのような投資を保有する必要があることなどである。

BC5.23 IASB は、企業を評価する際に、財務諸表の利用者は、投資リターンを生み出す以外の目的で保有される持分投資から生じる公正価値の変動と、売買目的で保有される持分投資から生じる公正価値の変動とを区別していることが多いことにも留意した。このため IASB は、一部の投資に係る利得及び損失をその他の包括利益に区分表示することは、財務諸表の利用者に有用な情報を提供する可能性があると考えている。それにより、財務諸表の利用者が、関連する公正価値の変動を容易に識別し、それに従って評価することができるようになるからである。

IAS 第 32 号「金融商品：表示」

定義

11 次の用語は、本基準では特定された意味で用いている。

(中略)

例外として、金融負債の定義を満たす金融商品が、第16A 項及び第16B 項又は第16C 項及び第16D 項の特徴と条件のすべてを満たしている場合には、資本性金融商品に分類される。

資本性金融商品とは、企業のすべての負債を控除した後の資産に対する残余持分を証する契約である。

表示

プッタブル金融商品

16A プッタブル金融商品は、プットの行使時に現金又は他の金融資産と交換に当該金融商品を発行者が買い戻すか又は償還する契約上の義務を含んでいる。金融負債の定義の例外として、このような義務を含んだ金融商品が、次の特徴のすべてを有している場合には、資本性金融商品に分類される。

- (a) 企業の清算時に企業の純資産の比例的な取り分に対する権利を保有者に与えていること。企業の純資産とは、その資産に対する他のすべての請求権を控除した後に残る資産である。比例的な取り分は、次により算定される。

- (i) 企業の清算時の純資産を同額の単位に分割し、
 - (ii) その金額に当該金融商品の保有者が有する単位数を乗じる。
- (b) 当該金融商品が、他のすべてのクラスの金融商品に劣後する金融商品のクラスに属していること。このようなクラスに属するためには、その金融商品は、
- (i) 清算時において企業の資産に対する他の請求権に対する優先権がなく、かつ、
 - (ii) 他のすべてのクラスの金融商品に劣後する金融商品のクラスに属する前に他の金融商品に転換される必要がない。
- (c) 他のすべてのクラスの金融商品に劣後する金融商品のクラスに属するすべての金融商品が、同一の特徴を有していること。例えば、それらはすべてプッタブルでなければならない、買戻し価格又は償還価格の計算に用いられる算式又は他の方法は、そのクラスのすべての金融商品について同じである。
- (d) 発行者が現金又は他の金融資産と交換に当該金融商品を買戻すか又は償還する契約上の義務を別にして、当該金融商品が、現金又は他の金融資産を他の企業に引き渡す義務あるいは金融資産又は金融負債を企業にとって潜在的に不利な条件で他の企業と交換する義務を含んでおらず、かつ、金融負債の定義の(b)に示されているような企業自身の資本性金融商品で決済されるか又はその可能性がある契約ではないこと。
- (e) 当該金融商品の存続期間にわたって当該金融商品に帰属する予想キャッシュ・フローの合計額が、実質的に、純損益、認識されている純資産の変動又は当該金融商品の存続期間にわたる企業の認識済み若しくは未認識の純資産の公正価値の変動(当該金融商品の影響を除く)に基づいていること。

16B ある金融商品が資本性金融商品に分類されるためには、当該金融商品が上記の特徴のすべてを有していることに加えて、発行者は次のものを有する他の金融商品又は契約を有してはならない。

- (a) 純損益、認識されている純資産の変動又は当該金融商品の存続期間にわたる企業の認識済み若しくは未認識の純資産の公正価値の変動(当該金融商品の影響を除く)に実質的に基づくキャッシュ・フロー合計額
- (b) プッタブル金融商品の保有者に対する残余リターンを実質的に制限又は固定する効果

この条件を適用する目的上、企業は、第16A項に示した金融商品の保有者との非金融契約のうち、金融商品の保有者以外の者と発行企業との間で生じるかもしれない同等の契約の契約条件に類似した契約条件を有するものを考慮してはならない。企業がこの条件が満たさ

れていると判断できない場合には、そのプッタブル金融商品を資本性金融商品に分類してはならない。

清算時にのみ企業の純資産の比例的な取り分を他の当事者に引き渡す義務を企業に課す金融商品又は金融商品の構成部分

16C 金融商品の中には、清算時にのみ発行企業の純資産の比例的な取り分を他の企業に引き渡すという発行企業の契約上の義務を含むものがある。この義務は、清算が発生することが確実で企業の統制外（例えば、存続期間が有限の企業）であるか、又は発生が不確実ではあるが当該金融商品の保有者に選択権があることにより生じる。金融負債の定義の例外として、このような義務を含んだ金融商品が、次の特徴のすべてを有している場合には、資本性金融商品に分類される。

(a) 企業の清算時に企業の純資産の比例的な取り分に対する権利を保有者に与えていること。企業の純資産とは、その資産に対する他のすべての請求権を控除した後に残る資産である。比例的な取り分は次により算定される。

(i) 企業の清算時の純資産を同額の単位に分割し、

(ii) その金額に当該金融商品の保有者が有する単位数を乗じる。

(b) 当該金融商品が、他のすべてのクラスの金融商品に劣後する金融商品のクラスに属していること。このようなクラスに属するためには、その金融商品は、

(i) 清算時において企業の資産に対する他の請求権に対する優先権がなく、かつ、

(ii) 他のすべてのクラスの金融商品に劣後する金融商品のクラスに属する前に他の金融商品に転換される必要がない。

(c) 他のすべてのクラスの金融商品に劣後する金融商品のクラスに属するすべての金融商品は、発行企業が清算時に純資産の比例的な取り分を引き渡す同一の契約上の義務を有していなければならない。

16D ある金融商品が資本性金融商品に分類されるためには、当該金融商品が前述の特徴のすべてを有していることに加えて、発行者は次のものを有する他の金融商品又は契約を有してはならない。

(a) 純損益、認識されている純資産の変動又は当該金融商品の存続期間にわたる企業の認識済み若しくは未認識の純資産の公正価値の変動（当該金融商品の影響を除く）に実質的に基づくキャッシュ・フロー合計額

(b) その金融商品の保有者に対する残余リターンを実質的に制限又は固定する効果

この条件を適用する目的上、企業は、第16C項に示した金融商品の保有者との非金融契約のうち、金融商品の保有者以外の者と発行企業との間で生じるかもしれない同等の契約の契約条件に類似した契約条件を有するものを考慮してはならない。企業がこの条件が満たされていると判断できない場合には、その金融商品を資本性金融商品に分類してはならない。

以 上